

一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター ご旅行条件書 (募集型企画旅行)

この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面および同法第12条の5による契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

- (1) この旅行は、一般社団法人南信州まつかわ観光まちづくりセンター（長野県知事登録第 地域638号 以下「当センター」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当センターと募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。
- (2) 当センターはお客様が当センターの定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、ホームページ、パンフレット等、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面（以下「最終旅行日程表」といいます。）及び当センター旅行業約款募集型企画旅行の部（以下「当センター約款」といいます。）によります。

2. 旅行のお申込みと契約の成立時期

- (1) 当センターの定めた必要事項を記入した申込書にて営業所にて申込みを行う他、ファックス、郵便及び電話その他の通信手段による旅行申込みを行い、当センターの定める期日までに旅行代金をお支払いいただきます。旅行契約は当センターが契約の締結を承諾し、旅行代金を受領したときに成立するものといたします。
- (2) 当センターは団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (3) 契約責任者は当センターが定める期日までに構成者の名簿を当センターに提出しなければなりません。
- (4) 当センターは契約責任者が構成者に対して現に責任を負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については何ら責任を追うものではありません。
- (5) 当センターは契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- (6) お申込みの段階で満席、満室その他の自由で旅行契約の締結が直ちにできない場合はお客様の承認を得て、お客様に期限を確認した上でお待ちいただくことがございます（以

下この状態を「ウェイティング」といいます。)。この場合予約可能となるよう、手配努力を致します。この場合予約の成立は予約可能となった旨の通知を行い契約の締結をし、旅行代金を受領したときになります。

(7) 通信契約による旅行契約の成立は、第22条の定めによります。

3. お申込み条件

- (1) 20歳未満の方は親権者の同意が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は特別な旅行企画の内容による場合以外は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2) 特定のお客様を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当センターの指定する条件に合致しない場合はご参加をお断りする場合があります。
- (3) 慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に傷害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行の申込み時にお申し出下さい。当センターは可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき当センターがお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。尚この場合医師の診断書を提出していただく場合があります。又必要に応じて介助者／同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部内容を変更をさせていただくか、ご参加をお断りさせていただく場合がございます。
- (4) 当センターは本項(1)(2)(3)の場合で、当センターよりお客様にご連絡が必要な場合はお申込みもしくはお申し出の日より原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (5) お客様がご旅行中に疾病・傷害その他事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当センターが判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担になります。
- (6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、状況により別途条件でお受けする場合があります。
- (7) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げると当センターが判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (8) その他当センターの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1) 当センターは旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はホームページ、パンフレット等、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項(1)の契約書面を補完する書面として、当センターはお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を遅くとも旅行開始前日までにお渡しします。但しお申込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始当日にお渡しすることがあります。

5. 旅行代金のお支払

旅行代金は当センターが別に定める日までにお支払いいただきます。取消料、違約料および追加料金が発生した場合はそれをお支払いいただくことがあります。

6. 旅行代金について

(1) 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、原則として満12才以上の方は大人料金、満6歳以上12歳未満の方は子ども料金となります。

(2) 旅行代金は各コースに表示してございます。記載された条件と合わせてご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃料金、宿泊費、食事代、体験料、ガイド料、消費税等諸税の他、パンフレット等に旅行代金に含まれるものとして明示されたもの及び旅行業務取扱料金が含まれています。当該費用はお客様の都合により一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

前項に記載されていないものは含まれません。特に超過手荷物料金、空港施設使用料、運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)、クリーニング、電話代等の個人的性質の諸費用・税等、自由行動時にかかる費用、集合解散地までの交通費・宿泊費は含まれません。

9. 追加代金

パンフレット等で「追加代金・追加費用」等の表示をした旅行サービスでお客様が選択する性質のもの。

10. 旅行契約内容の変更

当センターは旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当センターの関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当センターの関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の額の変更

当センターは旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変更等により通常想定される程度を大幅に改定されたときの改定差額分の増額もしくは減額。
- (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときの変更差額分の減額。
- (3) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料等への支払いも含まれます）が増加したときは、その差額分だけ旅行代金を変更します。

12. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行を取り消しになる場合は、旅行代金に対して、おひとりにつき下記の料率の取消料（但し、パンフレット・ホームページに取消料を明示した場合はそれによります）、及び、一部屋の人数利用の変更に対する差額料金をそれぞれいただきます。

解除期日	取消料（おひとり）
イ 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合（ロからニまでに掲げる場合を除く）	旅行代金の30%
ロ 旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%
ハ 旅行開始当日に解除する場合（二に掲げる場合を除く）	旅行代金の50%
ニ 無連絡不参加及び旅行開始後の解除	旅行代金の100%

(2) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等の行程中の一部変更についてはご旅行全体の取消しとみなし、所定の取消料を収受いたします。

1 3. 旅行開始前の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、当センターの営業日の営業時間内であればいつでも旅行契約を解除することができます。
- ②お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行内容が変更されたとき。但しその内容が第2 1項の表中に掲げるものその他重要なものである場合に限ります。
 - b. 第1 1項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。
 - d. 当センターがお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当センターの責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
- ③当センターは①もしくは②により旅行契約が解除になったときは既に収受している旅行代金を払戻しいたします。その際取消料が生じる場合は差し引いた上で払戻しをいたします。

(2) 当センターの解除権

- ①お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当センターは旅行契約を解除することがあります。このときは本項(1)に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ②次の項目に該当する場合は、当センターは旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が第3項の当センターがあらかじめ明示したお申込み条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人数に満たないとき。この場合は旅行開始前日から起算してさかのぼって1 3日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - c. スキー、スノーボード、及びスノーシューを目的とする旅行における降雪量のように当センターがあらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて高いとき。
 - d. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令

その他事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きいとき。

- ③当センターは①もしくは②により旅行契約が解除になったときは既に収受している旅行代金を払戻しいたします。その際取消料が生じる場合は差し引いた上で払戻しをいたします。

14. 旅行開始後の解除

(1) お客様の解除権

- ①お客様の都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
- ②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③本項(1)の②の場合において、当センターは、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。但し、当該事由が当センターの責によらない場合においては、当該金額から当該旅行サービスに対して取消料、違約金等の金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当センターの解除権

- ①当センターは次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当センターの指示への違背、これらの者又は同行する旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
- c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスが提供の中止、官公署の命令その他事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

②解除の効果及び払戻し

本項(2)の①に記載した事由で当センターが旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料等の支払いが必要な場合はお客様の負担とします。この場合、当センターは旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当センターが当該旅行サービス提供者に支払う取消料・違約料等の費用を差し引いて払戻しいたします。

- ③本項(2)の①のa、cにより当センターが旅行契約を解除したときは、お客様のお求め

に応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要なお手配をいたします。

- ④当センターが本項（２）の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様の契約関係は将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当センターの債務については有効な弁済がなされたものとしします。

15. 旅行代金の払戻し

- (1) 当センターは「第 11 項の規定により旅行代金を減額した場合」又は「第 12 項～14 項までの規定によりお客様もしくは当センターが旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときには、旅行開始前の解除にあたっては解除の翌日から起算して 7 日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあたってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から 30 日以内にお客様に対して当該金額を払い戻しいたします。
- (2) 本項（1）の規定は、第 17 項（当センターの責任）又は第 20 項（お客様の責任）で規定するところにより、お客様又は当センターが損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より 1 ヶ月以内に当センターへ払戻しをお申し出下さい。

16. 添乗員

- (1) 添乗員同行表示コースには全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中は日程の円滑な実施と安全のため添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として 8 時から 20 時までとします。
- (2) 現地添乗員同行表示コースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項（1）における添乗員の業務に準じます。
- (3) 現地係員案内表示コースには、添乗員は同行いたしません。現地係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 現地添乗員、現地係員が同行しないもしくは業務を行わない区間において悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする自由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様自身で行っていただきます。

17. 当センターの責任

- (1) 当センターは、旅行契約の履行にあたって、当センター又は当センターの手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償しま

す。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当センターに対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して、国内旅行にあっては、14日以内に当センターに対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度（当センターに故意又は重大な過失がある場合を除きます。）として賠償します。

(2) お客様が、次に例示するような当センター又は当センターの手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当センターはお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当センター又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

18. 特別補償

(1) 当センターは、当センターが実施する受注型企画旅行に参加するお客様が、その受注型企画旅行中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。通院見舞金、入院見舞金、死亡補償金の額は次表の通りです。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品にかかる損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」(2)に定める品目については補償しません。

	国内旅行
通院見舞金	通院日数により1万円～5万円
入院見舞金	入院日数により2万円～20万円
死亡補償金	1,500万円

(2) 本項(1)にかかわらず、当センターの手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限

- り、当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングラライダー、マイクロライト機等）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、この限りではありません。
- (4) 当センターは、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書（通帳及び現金支払機用カードを含みます。）、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当センター約款に定められている補償対象除外品については損害補償金を支払いません。
- (5) 当センターが本項（1）に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務も履行されたものといたします。

19. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当構約款の規定を守らないことにより当センターが損害を受けた場合は、当センターはお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当センターから提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又は当センターに申し出なければなりません。
- (4) 当センターは、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当センターの責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を直接お支払いいただくか、仮に当センターが立替払いをした場合は当センターが指定する期日までに当センターの指定する方法で支払わなければなりません。

20. 旅程保証

- (1) 当センターは次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（但し次の①②③で規定する変更を除きます。）は、第7項で定める「旅行代金」に次表右欄に記載する率を

乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。但し、当該変更について当センターに第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償の全部又は一部として支払います。

① 次に掲げる事由による変更の場合は、当センターは支払いません。(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変イ. 戦乱ウ. 暴動エ. 官公署の命令オ. 欠航、不通等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供キ. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

② 第13項及び第14項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当センターは変更補償金を支払いません。

③ パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当センターは変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当センターが一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項に定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。又一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がお一人様につき1,000円未満であるときは、当センターは変更補償金を支払いません。

(3) 当センターはお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の額 = 1件につき下記の率 × 旅行代金

当センターが変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払い対象旅行代金 × 1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
(2) 契約書面(ホームページ・パンフレット又は確定書面)に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%

(3) 契約書面（ホームページ・パンフレット又は確定書面）に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り ます）	1.0%	2.0%
(4) 契約書面（ホームページ・パンフレット又は確定書面）に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
(5) 契約書面（ホームページ・パンフレット又は確定書面）に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
(6) 契約書面（ホームページ・パンフレット又は確定書面）に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当センターが宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます）	1.0%	2.0%
(7) 契約書面（ホームページ・パンフレット又は確定書面）に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観そのほかの客室条件の変更	1.0%	2.0%
(8) 上記（1）～（7）に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	1.0%	2.0%

注1：パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注2：（8）に掲げる変更については（1）～（7）の料率を適用せず（8）の料率を適用します。

注3：1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注4：（4）（6）（7）に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注5：（3）（4）に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取

り扱います。

注6：(4) 運送機関の会社名の変更、(6) 宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注7：(4) 運送機関の会社名の変更については、等級または設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

2 1. 通信契約

通信契約についても、当センター「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠いたしません。

- (1) 当センターは、当センターが提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます）より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」（以下「通信契約」といいます）を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当センターが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。（所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。）
- (2) 通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。
 - (ア) 通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当センターにお申し出いただきます。
 - (イ) 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当センターが契約の締結を承認したときに成立し、それ以外の通信手段による申込みの場合は当センターが契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。
 - (ウ) 通信契約での「カード利用日」は、会員及び当センターが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。
 - (エ) 通信契約を締結しようとする場合にあつて、会員の有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただく場合があります。
 - (オ) 当センターらは、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日とします。
 - (カ) 携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申

し込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当センターの責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

2.2. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中には、病気、怪我により多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で十分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。

2.3. その他

- (1) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが・疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2) お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当センターはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (4) 当センターが旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、出発（集合）してから、帰着（解散）するまでとなります。
- (5) 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- (6) 病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難なのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。

2.4. 旅行条件・旅行代金の基準

旅行条件、旅行代金の基準日は、それぞれ契約書面等に明示します。

2.5. 個人情報の取扱い

当センターの個人情報の取扱いについては、
「個人情報保護方針」<https://dansuki.jp/privacy/>をご確認ください。